Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



※建設キャリアアップシステムのシンボルマーク

令和元年10月31日 土地・建設産業局建設市場整備課

特別講習を通じた建設キャリアアップカード無料・先行交付の開始!

~ 建設技能者向け特別講習の案内・企業主催型特別講習の公募 等 ~

職長・中堅クラスの建設技能者等を対象とした「マネジメントスキル向上特別講習」を全国で開催し、講習受講者には建設キャリアアップカードを無料で先行交付する取組を実施します。 建設技能者に対する特別講習受講申込案内のほか、企業主催型特別講習やカードリーダー 設置モデル現場の一般公募を開始することについても広く周知します。

1. 特別講習の趣旨

- 2019年度(平成31年度)から、建設技能者の技能や経験を業界統一のルールで登録・蓄積する仕組みである建設キャリアアップシステム(運営主体:(一財)建設業振興基金)の本運用が開始されました。専門職種ごとに建設技能者一人ひとりの能力を4段階に評価するための「能力評価基準」が整備されるまでの間は、システム登録した建設技能者について、登録基幹技能者(35職種)にはゴールドカード、その他の者にはホワイトカードの2種類のみを交付してきたところです。
- 現在、各専門工事業団体において、能力評価基準の整備が進められており、10月末までに、9職種(※1)が国土交通大臣認定を受けるに至りました。基準の大臣認定を受けた職種においては、順次、建設技能者のシステム登録前の実務経験等も所属事業者の証明等により適正に評価し、技能レベルに応じた4色(ゴールド、シルバー、ブルー、ホワイト)のカードを交付することとしています。【別紙1】
 - ※1 能力評価基準の大臣認定済の職種は、型枠、鉄筋、機械土工、左官、内装仕上、 防水、切断穿孔、建築大工、サッシ・カーテンウォールの9職種。とび職種についても 近日中に認定予定。
- 今般、国土交通省では、建設キャリアアップシステムと能力評価制度の更なる普及を図るため、11月より、大臣認定を受けた職種の職長・中堅クラスの建設技能者を対象とした「マネジメントスキル向上特別講習」を全国で開催し、講習受講者に対しては、技能レベルに応じた建設キャリアアップカードを手数料無料(レベル判定手数料とキャリアアップ更新手数料を全額免除(※2))で先行的に交付する取組をスタートします。
 - ※2 レベル判定・キャリアアップカード更新手数料の全額免除については、予算枠に達した 時点で終了となります。

- 2. 11月中に開催する建設業振興基金主催の特別講習(一般公募型)の申込方法ご案内 (建設技能者向け)
 - 特別講習実施受託者である建設業振興基金では、<u>11月中に別添の通り、全国57会場</u>で1日4回の特別講習を開催します。【別紙2】
 - 特別講習の参加は、能力評価基準の大臣認定済みの<u>9職種に加え、とび職種(近日中認定予定)の建設技能者であれば、どなたでも無料で受講でき、レベル判定・キャリアアップカード更新手数料も全額免除します。</u>
 - 既にシステムに登録済みの技能者だけでなく、システム未登録の技能者も受講できます。
 - 特別講習(一般公募型)の申込(先着順)については、建設業振興基金のホームページ 上で行ってください。

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/tokuken/

- 12月以降の開催分のお知らせは、別途行います。
- 3. 特別講習(企業主催型)実施者の公募
 - (1) 特別講習(企業主催型)実施者の公募について
 - ・ 建設業振興基金では、同基金が主催する特別講習のほか、特別講習(企業主催型)の 実施に協力いただける企業(主にゼネコンとその協力会等を想定。自社及び協力会社の 技能者向けの開催も可)に対する一般公募の受付を開始します。
 - ・ 特別講習(企業主催型)は、<u>主催する企業が会場を確保(会場は企業負担。自社会議室でも可)</u>し、自社及び協力会会員会社の建設技能者を集めて、建設業振興基金が無償で提供する映像教材を活用して講習を実施していただきます。
 - ・ 特別講習(企業主催型)の受講者についても、上記「2. 特別講習(一般公募型)」と同様に、能力評価基準の大臣認定済みの9職種に加え、とび職種の建設技能者であれば、レベル判定・キャリアアップカード更新手数料も全額免除します。
 - ・特別講習(企業主催型)実施しようとする企業においては、講習実施責任者、受講者目標、実施方法、開催場所、対象職種等を記載した<u>実施計画書を建設業振興基金に提出</u>いただき、受講者目標や地域バランス等を勘案し、建設業振興基金において選定します。 【別紙3】
 - ・ 同じ企業であっても、<u>支社単位で、それぞれ別の実施計画書に基づき、応募して頂くことは可能です。また、実施計画書毎に、複数回にわたる特別講習の実施を記載して頂くことも可能です。</u>
 - ・ <u>受付期間は11月1日(金)から22日(金)17時(必着)まで</u>とし、建設業振興基金のホームページから計画書をダウンロードし、FAXにて申し込んでください。

- (2) 元請企業等による「カードリーダー設置モデル現場(無償導入)」の一般公募について
 - ・ 建設業振興基金では、カードリーダーを実際に設置して建設キャリアアップシステムの 効果を検証したい元請企業等を対象として、「カードリーダー設置モデル現場」の一般公 募を開始します。
 - ・ 元請企業等は実施責任者や現場名、工事期間、職種、入場事業者・技能者数、建設キャリアアップシステムへの事業者・技能者登録率の目標等を記載した<u>モデル現場申請書を建設業振興基金に提出</u>いただき、申請書の内容や地域バランス等を勘案し、建設業振興基金においてモデル現場を選定します。【別紙4】
 - ・ モデル現場に選定された場合には、<u>建設業振興基金がカードリーダーを一定期間無償</u> で貸与し、導入に係る問い合わせサポートを行います。
 - ・ モデル現場については、<u>現場入場する建設技能者を対象に、特別講習(企業主催型)も</u> 実施して頂くことが条件になります。
 - ・ <u>受付期間は11月1日(金)から22日(金)17時(必着)まで</u>とし、建設業振興基金のホームページから申請書をダウンロードし、FAXにて申し込んでください。

4. 特別講習の実施目標

○ これらの特別講習を全国において実施することにより、本年度(令和2年3月)までに 5万人以上の建設技能者が特別講習受講・レベル判定申請を行うことを目標として、 国土交通省と建設業振興基金、建設業界が一体となって本取組を進めます。

く問合せ先>

国土交通省 土地・建設産業局

建設市場整備課 労働資材対策室 藤本・栗原

TEL: 03-5253-8111 (内線 24-853 • 24-854)

03-5253-8283 (直 通)

FAX: 03-5253-1555



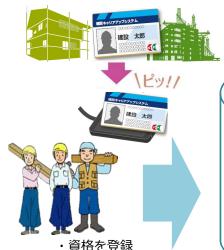
建設技能者の能力評価制度(概要)



別紙1

- ○建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- ○基準に基づき、技能者の技能について、<u>4 段階の客観的なレベル分け</u>を行う。<u>レベル 4 として登録基幹技能者</u>、<u>レベル 3 として</u> 職長クラスの技能者を位置づけ。
- ○技能レベル(評価結果)を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や処遇の実現等 を図る。 ※第6回専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会(平成31年3月6日)において了承、 建設技能者の能力評価制度に関する告示及びガイドラインを平成31年4月1日に施行

業界横断的な経験・技能の蓄積



就業履歴を蓄積

建設キャリアアップ システム

- ○経験(就業日数)
- ○知識・技能(保有資格)
- ○マネジメント能力 (職長や班長としての 就業日数 など) ・カードをリーダーにかざし

能力評価基準(※)を 策定し、レベルを判定



キャリアアップシステムと 連携したレベル判定システ ム(仮称)を構築・活用

技能の客観的なレベル分け

レベル2

建設 太郎

中堅技能者

(一人前)

○○技能講習

建設キャリアアップシステム

経験年数





高度なマネジメント 能力を有する者 (登録基幹技能者等)

職長として現場に 従事できる者

経験年数 口年

建設 太郎

レベル3

建設キャリアアップシステム

1級□□技能士

登録基幹技能者

経験年数 ★年

□年 班長経験

職長経験

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル(評価結果)を活用した処遇改善等

○技能の対外的 P R



○キャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や 技能が明らかに レベル3 Œ.

○専門工事企業の施工能力のPR

所属する技能者のレベルや 人数に応じた評価を見える化



レベルに応じて

カードも色分け

レベル1

建設 太郎

初級技能者

(見習い)

000000000

____ 建設キャリアアップシステム



高い施工能力を有していることをP

レベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

エンド ユーザー

発注者

(公共・民間)

元請企業

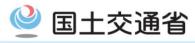
取引先や顧客にPR(価格交渉力の強化)

若年層の入職拡大・定着促進



建設キャ

建設技能者の能力評価制度(実施スキーム)



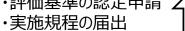
【代行】

所属事業者等

国土交通省

ガイドライン策定

・評価基準の認定申請





・評価基準の認定

能力評価実施団体(専門工事業団体等)

評価基準の策定

鉄筋 基準

機械土工

基準

00

基準

とび 基準

型枠 基準

建築大工 基準

00

基準

十工 基準

00

基準

の通知

・評価及び カード交付申請



【当面の間の措置】

·「経験等」(※) を証明して申請

※システム稼働前の経験等

経験年数 〇年 班長経験 〇年 職長経験 〇年

·評価結果

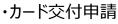
・技能者情報の依頼



・技能者情報を受取



・評価結果の通知





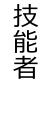
※建設キャリアアップシステムと連携したレベル判定システムを構築し、 活用(令和2年度目途稼働予定)

・評価の実施



 (\times)

注:能力評価実施団体は、申請者から、 評価実施手数料の徴収も可能







国十交诵省委託事業

建設キャリアアップカード4色化を開始! 講習受講者にはシルバー、ブルーカード等を無料交付



▶「建設技能者マネジメントスキル向上特別講習」について

建設キャリアアップシステムの能力評価レベル2、3等の認定を行うために、現場を支える技能者のマネジメント能 力向上を目的とした講習会を開催します。映像授業を通し、「変革期を迎えている建設現場」「職長のマネジメント・ リーダーシップ」等を学んで頂くことができます。一部の会場では、建設キャリアアップシステムへ新規登録される技能者 を対象に、行政書士による申請サポートも行います(裏面参照)。

ポイント1 能力評価手数料、カード更新手数料を免除!

ポイント2 手数料免除は先着5万人まで(予算がなくなり次第終了)

ポイント3 能力評価基準の認定を受けた職種を対象※

※ 対象となる認定を受けた職種は 国土交通省 HP でご確認頂けます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/t otikensangvo const fr2 000044.html

詳しい情報・お申込みはコチラから

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/tokuken/



建設業振興基金

検索 (一財)建設業振興基金 HP トップから、バナーをクリックしてお申し込みください。

【お問合せ先】

一般財団法人建設業振興基金 経営基盤整備支援センター TEL:03-5473-4572 (土・日・祝日除く 9:00~12:00、13:00~17:30)

講習会場とお申込方法

講習会場·日程

- ・講習は1日4回(①10:00 ②11:30 ③13:00 ④14:30) 開催されます。いずれか1講習をお選び下さい。
- ・会場の詳細情報(所在地、アクセスなど)は、下記ホームページでご覧頂けます。
- ・「※」のある会場では、建設キャリアアップシステムへ新規登録申請される方へのサポートも行ないます。

	1	1	
北海道·	北海道	札幌市※	11月10日(日)
		旭川市	11月10日(日)
東	青森県	青森市	11月10日(日)
北	岩手県	盛岡市	11月 3日(日)
	秋田県	秋田市	11月24日(日)
	宮城県	仙台市※	11月10日(日)
	山形県	山形市	11月17日(日)
	福島県	郡山市	11月10日(日)
関	茨城県	つくば市	11月 3日(日)
関東		水戸市	11月10日(日)
	栃木県	宇都宮市	11月 3日(日)
	群馬県	高崎市	11月10日(日)
	イ共旧	千葉市※	11月 3日(日)
	千葉県	船橋市	11月17日(日)
	東京都	文京区	11月 3日(日)
		豊島区	11月10日(日)
		新宿区※	11月10日(日)
		立川市	11月10日(日)
	埼玉県	川越市	11月10日(日)
		越谷市	11月10日(日)
		熊谷市	11月17日(日)
		さいたま市※	11月24日(日)
	<u></u>	横浜市※	11月10日(日)
	神奈川県	厚木市	11月10日(日)
	山梨県	笛吹市	11月10日(日)
L	長野県	松本市	11月10日(日)
北	新潟県	新潟市	11月10日(日)
陸	富山県	富山市	11月10日(日)
L	石川県	金沢市※	11月10日(日)

	1	_	
中部	岐阜県	岐阜市	11月10日(日)
	静岡県	浜松市	11月24日(日)
	肝凹床	静岡市	12月 1日(日)
	愛知県	名古屋市※	11月10日(日)
	三重県	四日市市	11月14日(木)
近	福井県	福井市	11月17日(日)
畿	滋賀県	草津市	11月10日(日)
	京都府	京都市	11月10日(日)
	大阪府	大阪市※	11月 3日(日)
		大阪市	11月10日(日)
	兵庫県	神戸市※	11月10日(日)
	奈良県	奈良市	11月10日(日)
	和歌山県	和歌山市	11月10日(日)
中	島根県	松江市	11月10日(日)
国	岡山県	岡山市	11月10日(日)
	広島県	広島市※	11月24日(日)
	山口県	山口市	11月28日(木)
四	香川県	高松市※	11月10日(日)
国	徳島県	徳島市	11月 3日(日)
	愛媛県	松山市	11月10日(日)
	高知県	高知市	11月10日(日)
九	4= 127.1B	福岡市※	11月 3日(日)
州	福岡県	北九州市	11月10日(日)
沖縄	長崎県	長崎市	11月10日(日)
小巴	熊本県	熊本市	11月10日(日)
	宮崎県	宮崎市	11月10日(日)
	鹿児島県	鹿児島市	11月10日(日)
	沖縄県	那覇市	12月 1日(日)

いますぐ申込を詳しい情報・お申込みはコチラから

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/tokuken/



特別講習(企業主催型)実施者の公募要領

一般財団法人 建設業振興基金

特別講習(企業主催型)の実施を希望する企業は、以下の公募要領に基づき申請を行ってください。特別講習は能力評価基準大臣認定済の職種に従事する職長・中堅クラスの建設技能者を対象として実施することとし、特別講習の受講者は、レベル判定手数料と建設キャリアアップカード更新手数料が全額免除されます。

特別講習の開催期限は令和2年度2月末頃までとしますが、予算の制約により早期に募集を終了する場合があります。

(要 領)

- 1. 特別講習の企業において講習実施責任者を定めるとともに、受講者への指導など特別講習の適正な実施に努めること。
- 2. 会場及び講習に必要な機器等は企業の負担により用意すること。
- 3. 特別講習は建設業振興基金が提供する映像教材により行い、1回の講習は連続して行うこと。講習を複数回、複数会場にわたって実施することも可能である。また、同じ企業であっても支社単位でそれぞれ別で申請することも可能である。
- 4. 特別講習の実施に当たり、自社及び協力会会員会社の建設技能者に対して広く参加を呼びかけるとともに、原則として100人以上の参加を目標数に設定すること。また、目標数に達するまで講習を実施すること。
- 5. 特別講習を実施する会場は、参加者が確実に講習受講できるよう、屋内の区分された 会議室等を使用して行うこと。また、参加者の全てが映像を確実に視聴できる環境を用 意すること。
- 6. 特別講習は無料とし、有料の講習会等の一部として行ってはならないこと。
- 7. 特別講習の実施企業は、講習受講者の本人確認を行うとともに、建設業振興基金が別途定める参加者名簿を用いて受講者リストを作成すること。
- 8. 特別講習の受講者に対し、建設キャリアアップシステム登録やレベル判定申請の手続を行うよう指導すること。なお、受講者本人が手続を進めることが困難な場合には、受講者の所属企業に対して代行申請を促すこと。
- 9. 講習の実施状況について、建設業振興基金が別途定める実施報告書を提出するとともに、講習実施状況を映した写真を添付すること。
- 10. 特別講習を最初から最後まで全て受講した者に限り、受講を証明する修了証を配布すること。
- 11. 国土交通省職員又は建設業振興基金の担当者が講習の立会を求めた場合には、これに応じること。
- 12. 公募期間は11月1日(金)から11月22日(金)17:00までとする。
- ※ 建設業振興基金において特別講習の実施企業として選定された者に対しては、詳細な 講習実施方法等について別途お伝えします。

特別講習(企業主催型) 実施計画書

		申請日		年	月	日		
1.	会社情報							
	会社名							
	事業者ID (14桁の数字)							
		氏名						
		部署等						
	実施責任者	電話番号						
		F A X番号						
		メールアドレス						
2.	実施計画							
	受講目標者数 ※						人	
	実施方法							

※実施回数や実施時期、実施概要について記載

※目標数に達するまで講習を実施すること。

主な開催場所

対象職種 (複数記載可)

講習の対象者

以下、建設業振興基金記入欄

管理No

元請企業等による「カードリーダー設置モデル現場」の公募要領

一般財団法人 建設業振興基金

カードリーダーを実際に建設現場に設置して建設キャリアアップシステムの効果を検証 したい元請企業等は、以下の公募要領に基づき申請を行ってください。

建設業振興基金においては、申請のあった元請企業等のうち、カードリーダー設置による 効果がより高い現場を「カードリーダー設置モデル現場」として選定し、就業履歴収集アプ リ「建レコ」の現場での利用に必要な機器一式(以下、現場キット)を無償で貸与します。

(要 領)

- 1. 建設キャリアアップシステムに登録している企業であって、元請企業等として、現場 キットの無償貸与を受けて運用を行う現場をあらかじめ指定できること。
- 2. カードリーダー設置による建設キャリアアップシステムの効果検証を適正に行うため、元請企業等は実施責任者を定めるとともに、適正利用に努めること。
- 3. カードリーダーの無償貸与は、原則として年度末までとすること。
- 4. 現場入場する下請事業者や建設技能者に関し、無償貸与終了時までのシステム登録 割合に関する目標値を設定すること。なお、元請企業等においては、無償貸与期間中で きるだけ多くの下請事業者や建設技能者がシステム登録するよう働きかけを行うこと。
- 5. 電気代や設置環境に関わる費用、利用終了後の返送料を元請企業等が負担すること。
- 6. 機器に同梱されている「現場登録済みステッカー」を現場に掲載し、設置場所の写真 と読取時の写真を提供すること。また、必要に応じて建設キャリアアップシステムの広 報活動に協力すること。
- 7. 国土交通省職員又は建設業振興基金の担当者が現場での立会を求めた場合には、これに応じること。
- 8. 建設業振興基金が実施している「特別講習(企業主催型)実施者の公募要領」に基づく申請を併せて行うこと。
- 9. 公募期間は11月1日(金)から11月22日(金)17:00までとする。
- ※ 建設業振興基金において「カードリーダー設置モデル現場」として選定された者に対しては、詳細な実施方法等について別途お伝えします。

カードリーダー設置モデル現場申請書

		申請日		年	月	日	
1.	会社情報						
		会社名					
	事業者ID (14桁の数字)						
	実施責任者	氏名					£П
		電話番号					
		F A X番号					
		メールアドレス					
2.	利用現場情報						
	現場名						
	現場住所						
	現場ID (14桁の数字)						
	工事期間	開始予定日 (予定を含む)		年	月	日	
	工予約回	終了予定日 (予定を含む)		年	月	日	
	主な職種						
	運用期間中の入場事業者数						
	運用期間中の入場技能者数						
	建設キャリアアップシステム登録						
	ノン人ナム豆球						

ᅟᅠᅠᅠᅠᅟᆞᄀᅟᇩᇌᄴᄕᅃᆓᄼᇘᄀᄱ

屋内用 ・ 屋外用

率の目標

技能者

現場キット選択

[・]建設キャリアアップシステムへの登録率とは、運用期間中に当該現場に入場する事業者・技能者のうち 建設キャリアアップシステムに登録している事業者・技能者の割合をいいます。概算で結構です。

[・]公募要領に基づき、別途募集している特別講習(企業主催型)の申請を合わせて行ってください。